

令和8・9年度山梨県消費生活協力員 公募要領

1 趣 旨

山梨県消費生活条例第19条に基づき、消費者トラブルを未然に防止するため、地域において消費者安全の確保に関する活動を行う消費生活協力員について、積極的に取り組む意欲のある県民を協力員の一部として公募する。

2 活動内容

- ① 消費者安全の確保に関する情報の住民への周知及び消費者安全の確保のための活動を行う住民に対する情報提供等の協力
- ② 住民の消費者被害、被害の恐れ等、消費者安全の確保に関する情報について市町村の相談窓口又は県民生活センターへ情報提供又は情報の取次ぎ
- ③ 高齢者等に対する消費者被害防止等に関する見守り活動、その他国又は地方公共団体等が行う施策への協力

3 任 期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

4 謝 金

年額6,000円

（定期的な活動状況報告書の提出が前提。県への報告に要する郵便代は県で別途負担）

5 応募資格

県内在住の18歳以上（令和8年4月1日現在）の方で、消費者の安全確保に積極的に取り組む意欲がある方（経験は問いません。）

6 募集人員

15名程度（応募理由等を考慮の上選考します。）

7 応募方法

応募用紙に ①氏名 ②年齢 ③性別 ④住所 ⑤電話番号 ⑥職業 ⑦メールアドレスをお持ちの方は、メールアドレス ⑧県消費生活協力員歴とその期間、その他官公庁モニターなどの経験がある場合は、その略歴 ⑨応募理由・抱負等を記入し、郵送、ファックス又は電子メールで応募してください。

※ 応募用紙は、県民生活支援課、各地域県民センター、県民生活センターにあります。また、県民生活支援課のホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/index.html>)

※ 頂いた個人情報、消費生活協力員業務に関する事務以外に使用しません。

※ 採用の場合は、氏名、市町村名大字名を県のホームページや消費生活情報誌「かいじ号」等に掲載させていただきます。

また、市町村と消費生活協力員との連携を図るため、相互に住所、氏名、電話番号を提供させていただきます。

※ 地域における見守り活動用の身分証作成のため、顔写真を別途提出していただきます。（詳細は、採用後に別途通知します。）

8 応募締切

令和8年1月30日（金）（必着）

なお、採用の場合は、令和8年3月末までにご連絡いたします。

9 応募・問い合わせ先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県民生活支援課 消費生活・食の安全担当

電話番号：055(223)1588 ファックス：055(223)1640

電子メール：kenmin-shien@pref.yamanashi.lg.jp